

関^{せき}です。知的障^{ちてきしょうがい}害^{もつひと}を持つ人のコミュニケーション^{こみゆにけーしょん}の権利^{けんり}について、

3つのことを発言^{はつげん}したいと^{おもいます}思います。一つは、役所^{やくしょ}の申請主義^{しんせいしゆぎ}の問題^{もんだい}

です。ぼく自身^{じしん}、障^{しょうがい}害^{がい}基礎^{そねんきん}年金^{じぶん}を自分^{てつづき}から手続き^{てつづき}しなくてもいいと

かんちがい^{じき}して、もら^{わたしたち}う時期^{じき}がおく^{わたしたち}れてしまいました。私^{わたしたち}たちの

なかまには、年金^{ねんきん}をもら^{しらないひと}えることを知らない^{しらないひと}人もいました。

とりあ^{りょういくてちよう}えず、療^{りょういくてちよう}育^{ひと}手帳^{ねんきん}をもっている人^{じゅうよう}には、年金^{ねんきん}などの重要^{じゅうよう}

手続き^{てつづき}については、役所^{やくしょ}の人^{ひと}が必^{かならず}ず、直^{ちよくせつほんにん}接^{じよるい}本人^{わたして}に書類^{しよるい}を渡^{わたして}してわか

りや^{せつめい}すく説明^{せつめい}するしくみにするべき^{おもいます}だと思^{おもいます}います。

二^{ふたつめ}つ目は、知的障^{ちてきしょうがい}害^{もつひと}を持つ人^{じぶん}が「自^{いし}分の意思^{いけん}や意^{ひようめい}見^{ひようめい}を表明^{ひようめい}

権利^{けんり}」を認^{みとめられ}められていない^{もんだい}という問題^{もんだい}です。

以^{いぜん}前^{いぜん}、この会^{かいぎ}議^{しせつ}で施^{はいりたく}設^{いし}に入^{むし}りたく^{じれい}ないという意思^{いし}を無^{むし}視^{むし}され^{じれい}た事^{じれい}例^{じれい}

を報^{ほうこく}告^{ほうこく}しま^{ちてきしょうがい}したが、知^{もつひと}的^{もつひと}障^{おや}害^{かいじよしゃ}を持つ人^{しせつ}は、親^{しよくいん}や介^{しよくいん}助^{しよくいん}者^{しよくいん}や施^{しよくいん}設^{しよくいん}の職^{しよくいん}員^{しよくいん}

さん^{いけん}の意^{いけん}見^{いけん}によ^{きめられ}っていろ^{きめられ}いろ^{きめられ}なこ^{きめられ}とを決^{きめられ}められ^{きめられ}、自^{じぶん}分の意^{いし}思^{ひようめい}を表明^{ひようめい}

する権^{けんり}利^{けんり}を認^{みとめられ}められ^{みとめられ}ないこ^{みとめられ}とがし^{みとめられ}よ^{みとめられ}つち^{みとめられ}ゅうあ^{みとめられ}ります。ど^{みとめられ}うせ^{みとめられ}わか^{みとめられ}

ら^{わか}ないか^{わか}らと、分^{わか}かり^{わか}やす^{わか}い説^{わか}明^{わか}もし^{わか}ても^{わか}ら^{わか}えず、意^{いし}思^{いし}をき^{いし}いて^{いし}も

ら^{さべつ}えない^{さべつ}のは、差^{おも}別^{おも}だと思^{おも}います。自^{じぶん}分の意^{いし}思^{ひようめい}を表明^{ひようめい}

自^{じぶん}分^{えらぶ}が選^{えらぶ}ぶこ^{えらぶ}とにつ^{えらぶ}いて、わ^{えらぶ}かり^{えらぶ}やす^{えらぶ}く説^{えらぶ}明^{えらぶ}を受^{えらぶ}けるこ^{えらぶ}とが必^{えらぶ}要^{えらぶ}で

す。漢^{かんじ}字^{かんじ}にふ^{かんじ}りが^{かんじ}なを^{かんじ}つ^{かんじ}けるだ^{かんじ}け^{かんじ}では、こ^{もんだい}の問^{もんだい}題^{かいけつ}は解^{かいけつ}決^{かいけつ}し^{かいけつ}ませ^{かいけつ}ん。

暮らしところ、かいものなど、重要な問題については、自分の意思
を表明する権利があること、そして自分が選択をするために必要な、
わかりやすい説明を受ける権利があることを条例にはっきり
書いてほしいと思います。

3 ばんめ この条例が知的障害を持つ人に役にたつものになるため
に、この条例そのものをわかりやすく書きかえたり、説明した
パンフレットをつくることを提案したいと思います。